

北海道情報大学における情報の格付及び 取扱制限に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、北海道情報大学（以下「本学」という。）が保有する情報に対し、利用者が格付及びそれに基づく取扱制限を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この基準は、情報の格付及び取扱制限の意味とその運用について利用者が正しく理解し、かつ、適切に実施することを目的とする。

(定 義)

第3条 この基準における各用語の定義は、北海道情報大学情報セキュリティ対策基準第3条各号に定めるところによる。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 格付 当該情報の重要性や価値等を機密性、完全性及び可用性の観点から主体的にランク付けすることをいい、機密性、完全性及び可用性の区分については、北海道情報大学情報セキュリティ対策基準第3条第1項第20号、第16号及び第15号の定めるところによる。

(2) 取扱制限 情報を取り扱う際の制限事項をいう。

(適用対象)

第4条 この基準において適用対象とする者は、本学情報システムを運用・管理する全ての者並びに利用者及び臨時利用者とする。

2 この基準において適用対象とする情報は、北海道情報大学情報セキュリティ対策基本規程第2条第1項第1号に定めるところによる。

3 原則として、情報資産を取り扱う、構成員以外の者もこの基準の対象とする。情報資産を取り扱う機会を与えた本学構成員は、北海道情報大学情報セキュリティ基本規程及びこの基準の意義を、当該情報資産を取り扱う本学構成員以外の者に徹底しなければならない。

(格付の区分)

第5条 格付の区分は、当該情報の機密性、完全性及び可用性を総合的に評価し、4段階の重要度として別表1のとおり定めるものとする。

(取扱制限の種類)

第6条 取扱制限の種類は、別表2のとおりとする。ただし、このほか、特に厳重な取扱いが必要な情報については、必要に応じて要求する取扱制限を指定することができる。

(格付及び取扱制限の指定)

第7条 教職員は、情報の作成時又は情報を入手し、その管理を開始するときに、別表3及び別表4（以下「標準的格付基準」という。）を基に、当該情報に対して格付及び取扱制限を指定するものとする。この場合において、必要に応じて、標準的格付基準よりも厳格な格付及び取扱制限を指定することを妨げるものではない。

2 前項において、標準的格付基準を下回る指定としたい特段の事情がある場合には、部局責任者から情報セキュリティ総括責任者へ様式1により事前に届け出て許可を得るものとする。ただし、この場合において、情報セキュリティ総括責任者が標準的格付基準に基づくことが必要と認めた場合には、情報セキュリティ総括責任者が格付を指定することができる。

(格付及び取扱制限の遵守)

第8条 教職員は、取扱制限が指定されている情報を取り扱う際には、当該制限を遵守し、情報を取り扱わなければならない。

2 教職員は、本学構成員のうち学生に対して、当該情報を取り扱う際には、遵守すべき事項について周知及び監督する義務を負うものとする。この場合において、その取扱いに許可が必要となる情報については、部局責任者、当該責任者から委任を受けた者又は情報セキュリティ総括責任者の許可を得て取り扱わなければならない。

(格付及び取扱制限の明示等)

第9条 教職員は、次の各号の場合において、情報の格付及び取扱制限を指定した場合には、それを認識できる方法を用いて明示等を行うものとする。

- (1) 電磁的記録として取り扱われる情報に明示する場合
 - ・ 電磁的記録の本体である文書ごとにヘッダ部分又は情報の内容に直接記載
 - ・ 電磁的ファイル等の取扱単位ごとにファイル名に記載
 - ・ フォルダ単位等で取り扱う情報は、フォルダ名に記載
 - ・ 電子メールで取り扱う情報は、メール本文又はメールの件名に記載
- (2) 外部電磁的記録媒体に保存して取り扱う情報に明示する場合
 - ・ 保存する電磁的ファイル又は文書等の単位ごとに記載
 - ・ 外部電磁的記録媒体本体に記載
- (3) 書面に印刷されることが想定される場合
 - ・ 書面のヘッダ部分等に記載
 - ・ 冊子等の単位で取り扱う場合は、冊子の表紙又は裏表紙等に記載
- (4) 既に書面として存在している情報に対して格付及び取扱制限を明示する場合
 - ・ 手書きによる記入
 - ・ スタンプ等による押印

(格付及び取扱制限の明示等の省略)

第10条 教職員は、次の各号の場合において情報の格付及び取扱制限の明示等を省略することができる。ただし、本学以外の機関で指定された格付及び取扱制限についてはその明示等を省略せず取り扱うものとする。

- (1) 格付及び取扱制限の明示等を省略できる場合
 - ・ 機密性1情報又は機密性2情報を取り扱う場合
 - ・ 特定の情報システムに記録される情報及び出力等される情報の格付について、規則又はマニュアル等に明記している場合
- (2) 取扱制限の明示等を省略できる場合
 - ・ 別表3に基づいた取扱制限として取り扱う場合
 - ・ 参照者に学外者を含む場合は、当該学外者へ本学の標準的格付基準を通知している場合

(格付及び取扱制限の継承)

第11条 既に格付及び取扱制限の指定がなされている情報に基づいて新たな情報を作成する際には、元の情報の格付及び取扱制限の継承を原則とする。ただし、各情報を集約した統計データ等、元の情報を辿れないことが明らかである情報を作成する場合は、この限りでない。

(格付及び取扱制限の見直し)

第12条 教職員は、情報の修正、追加、削除、時間経過等により、必要があると認めた場合には、当該情報に対して格付及び取扱制限の見直しを行うものとする。この場合において、時期に応じた変更の必要性が事前に明らかである情報の格付及び取扱制限については、その時期を付して、見直し内容をあらかじめ指定することができる。

(既存の情報についての措置)

第13条 教職員は、本基準の施行日以前に作成し、又は入手した情報を取り扱う場合には、標準的格付基準に基づき、当該情報の格付を行うものとする。

(雑 則)

第14条 この基準に定めるもののほか、情報の格付及び取扱制限に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第15条 この基準の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この基準は、令和6年10月11日から施行する。

別表 1（第 5 条関係） 格付区分

重要度	情報格付基準			区分の説明	情報の種類
	機密性	完全性	可用性		
4	3	2	2	情報の流出（漏えい）、改ざん、紛失等が発生した場合、本学の業務に深刻かつ重大な影響を及ぼすもの	特定の関係者以外に対し厳重に機密を保持すべきもの
3	2	2	2	情報の流出（漏えい）、改ざん、紛失等が発生した場合、本学の業務に重大な影響を及ぼすもの	特定の職制、委員会又は部局等以外に対して機密を保持すべきもの
2	2	2	1	情報の流出（漏えい）、改ざん、紛失等が発生した場合、本学の業務に軽微な影響を及ぼすもの	・公開を前提としていないもの（学内限定） ・本学が公式に発信するもの
	2	1	2		
	2	1	1		
1	1	2	2	情報の流出（漏えい）、改ざん、紛失等が発生した場合でも、本学の業務に大きな影響を及ぼさず、対応が可能であるもの	公知のもので、積極的な公開を前提としたもの
	1	2	1		
	1	1	2		
	1	1	1		

別表 2（第 6 条関係） 取り扱い制限の種類

取扱制限の種類	指定方法
複製	複製禁止、複製要許可
配付	配付禁止、配付要許可、配布範囲指定
暗号化	暗号化必須※ 1
印刷	印刷禁止、印刷要許可
転記	転記禁止、転記要許可
送信	送信禁止、送信要許可
参照者	担当者限り、関係者限り、部局内限り、課内限り、役職員限り
書換え	書換え禁止、書換え要許可
保存場所	要オフライン機器保存※ 2、学内設置ファイルサーバにて保存、システムにて保存、施錠されたキャビネット・書庫等にて保存、執務室のデスクトップ PC にて保存、指定箇所限り

※ 1 復号又は閲覧にあたり、パスワード等の認証に要する情報を知り得ない者は内容を知り得ない状態であること。

※ 2 物理的にあらゆるネットワークから遮断され、隔離された計算機、ストレージ、システム環境を用い、インターネット等、担当部署外において接続不可能な状態であること。

別表 3（第 7 条関係） 標準的格付基準

情報 取扱制限	重要度 4 情報 （極秘情報）	重要度 3 情報 （関係者外秘情報）	重要度 2 情報 （学内限定情報）	重要度 1 情報 （公開情報）
複製	要許可	要許可	—	—
配付	要許可	要許可	—	—
暗号化	暗号化必須	暗号化必須	—	—
印刷	要許可	要許可	—	—
転記	要許可	要許可	—	—
送信	要許可	要許可	—	—
参照者	担当者限り	関係者限り	学内限り	—
書換え	要許可	要許可	—	—
保存場所	要オフライン機器 保存／施錠された キャビネット・書 庫等にて保存	学内設置ファイル サーバにて保存／施 錠されたキャビネッ ト・書庫等にて保存		—

別表 4（第 7 条関係） 標準的格付基準

格付の区分	類型
重要度 4 情報 (極秘情報)	①要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。) ②特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報) ③実施前の入学試験問題作成に関する情報 ④産業競争力及び安全保障上の観点から、漏えい等により、政治的、法的な問題を生じるおそれのある未公開の研究情報 ⑤その他、担当者限りに取扱制限をすることが相応しい情報 ⑥上記各項目を扱う情報システムの ID、パスワード、情報セキュリティ関連情報
重要度 3 情報 (関係者外秘情報)	①個人情報のうち重要度 4 情報に相当する機密性は要しないが、その漏えい等により個人の権利が侵害される情報 ②受験生・学生の成績関連情報 ③入学料・授業料等減免関連情報 ④特許取得の可能性等、権利関係が複雑かつ未公開の研究情報 ⑤その他、関係者限りに取扱制限をすることが相応しい情報 ⑥上記各項目を扱う情報システムの ID、パスワード、情報セキュリティ関連情報
重要度 2 情報 (学内限定情報)	①個人情報のうち、その職及び職務遂行の内容に係る情報 ②公開を前提としない情報 ③公開前会議資料 ④未公開の研究情報 ⑤その他、役職員限りに取扱制限をすることが相応しい情報
重要度 1 情報 (公開情報)	①個人情報のうち、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ②大学案内 ③ホームページ掲載関連情報 ④大学広報誌 ⑤受験案内 ⑥学生募集要項 ⑦学内諸規程 ⑧統計資料 ⑨実績報告書 ⑩公開済みの研究情報 ⑪その他、公開することが前提となっている情報

年 月 日

情報セキュリティ総括責任者 様

部局等名
部局責任者氏名

標準的格付基準によらない格付及び取扱制限の実施について（申請）

このたび、当部局において情報の格付及び取扱制限を下記のとおり変更したく、承認願います。

記

標準的格付基準による格付	格付の区分	
	類型	
	取扱制限	
	情報の具体的項目	
変更後の格付	格付の区分	
	取扱制限	
	変更理由	

以上